

第七十六回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第二号

昭和五十年十一月十三日(木曜日)

午後七時十分開会

委員の異動

十一月四日

辞任

土屋 義彦君

細川 護熙君

十一月十二日

辞任

藤田 正明君

藤田 進君

補欠選任

戸塚 進也君

野田 哲君

補欠選任

宮田 輝君

上條 勝久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

榎垣徳太郎君

山崎 五郎君

吉田 実君

青木 一男君

上條 勝久君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

戸塚 進也君

中西 一郎君

鳩山威一郎君

藤川 一秋君

宮田 輝君

柳田桃太郎君

國務大臣

大蔵 大臣

大平 正芳君

政府委員

大蔵 政務次官

梶木 又三君

大蔵 大臣官房日

本専売公社監理

官

西沢 公慶君

大蔵省主税局長

大倉 貞隆君

事務局側

常任委員会専門 杉本 金馬君

本日の會議に付した案件

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(榎垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る四日、土屋義彦君、細川護熙君が委員を辞任され、その補欠として宮田輝君、上條勝久君が選任されました。

また、昨十二日、藤田正明君、藤田進君が委員を辞任され、その補欠として戸塚進也君、野田哲君が選任されました。

○委員長(榎垣徳太郎君) 酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

申すまでもなく、現下の財政事情は、景気の停滞等に伴う大幅な歳入不足により、著しく厳しい状況にあり、財源確保の必要性はきわめて強いものがあります。

ところで、現行の酒税の税率の大部分及びたばこの小売価格は、昭和四十三年以来定額に据え置かれていたため、実質的な税負担が低下しており、他の税目との均衡上、その調整を行う必要が生じております。(「だめじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)このような状況にかんがみ、ここに両法律を改正する案を提出した次第であります。

まず、酒税法の一部を改正する法律案につきましては、酒税の従量税率につき、「(理事会でまだ何も決まっておらぬ、何だ」と呼ぶ者あり)清酒特級、ビール、ウイスキー類特級及び一級等について二二%程度、清酒一級について一五%程度引き上げるとともに、納期限の延長期間に特例を設ける等、制度の整備を行うことといたしております。

次に、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきましては、製造たばこの種類別、等級別に法定されている最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり十円ないし二十円、刻みたばこについては十グラム当たり十円、それぞれ引き上げる等、所要の改正を行うことといたしております。

以上、両法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいませうようお願い申し上げます。(拍手、「提案理由の説明にならぬ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(榎垣徳太郎君) これにて散会いたします。

午後七時十三分散会

九月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(第二号)(第一〇六号)

一、自動車重量税等の引上げ回避に関する請願(第七号)

第二号 昭和五十年九月十一日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 宮城県仙台市南小泉二ノ一ノ三

佐藤貞蔵

紹介議員 向井 長年君

開業保険医が地域の第一線医療機関として今後ともその役割が果たせるよう、次の事項の実現を図りたい。

一、適正な診療報酬を保障しないまま、社会保険診療報酬課税の特例について改廃を行わな

二、医療の公共性・特殊性が維持できるように、青色申告に対しては所得を医療所得と個人所得に分離する分離課税とし、医療所得に対して特別経費を設けること。また、医療法人に対しては医療法を改正し医師が一人であつても法人化できる措置を講ずること。

理由 診療報酬はまだ適正化されておらず、医療機関の経営は困難で、看護婦等の医療技術者に対してもまともな待遇ができない状態であるのに、社会保険診療報酬課税の特例が改廃されることになれば、保険診療をはじめ、各種の公衆衛生、休日、救急、夜間医療など国民の医療確保にとつて重大な支障をもたらすことは明らかである。

第一〇六号 昭和五十年九月十八日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 宮城県仙台市小田原高松前四九ノ

八 川村慶二

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七号 昭和五十年九月十一日受理

自動車重量税等の引上げ回避に関する請願(五十一通)

請願者 山形県東原町二ノ一六ノ四 五十

風光之助外二千三百五十九名

紹介議員 安孫子藤吉君

自動車関係諸税のこれ以上の引上げは、大衆課税の強化となり、自動車を不可欠とする中小企業や農業の経営を極度に圧迫し、物価の上昇を招き、ひいてはインフレを高進することとなるから、次の事項を実現されたい。

一、自動車関係諸税については、これ以上の引上げを行わないこと。

二、昭和四十九年度税制改正で、二年間の暫定措置として引き上げられた自動車重量税及び揮発油税については、暫定期限の切れる昭和五十一年度から当初の税率にもどすこと。

十月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(第一三三三号)(第一五二二号)(第一五三三三号)

一、奄美群島の戦時災害補償に関する請願(第一四三三三号)

第一三三三号 昭和五十年九月十九日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 宮城県亘理郡亘理町吉田字流一四

六ノ八一 高橋義一

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五二二号 昭和五十年九月十九日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 茨城県土浦市中央一ノ七ノ一 石

川清人外六百六十九名

紹介議員 岩上 妙子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五三三三号 昭和五十年九月十九日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家六ノ一五ノ二〇

里村成章外四十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四三三三号 昭和五十年九月十九日受理

奄美群島の戦時災害補償に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議長 小里貞利

紹介議員 井上 吉夫君

さきの戦争において、奄美群島の小型船舶等は軍に強制的に徴用され、徴用中の諸経費は自己支弁であつたにもかかわらず、戦時補償特別措置法による請求権が消滅権であるとの理由により、国の補償は行われていない実情であるが、請求権の期限が本土復帰前であつたこと等を勘案し、戦時中に徴用された小型船舶等の所有者に対する補償措置を講ずるよう要望する。

十月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(第二〇九九号)(第二二〇〇号)(第二三〇〇号)(第三二八八号)(第三一九九号)(第三九二二号)

一、自動車重量税等の引上げ回避に関する請願(第三二〇〇号)

第二〇九九号 昭和五十年九月二十六日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 東京都東村山市野口一ノ二四ノ一

岩下智一外七十六名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十年九月二十七日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 東京都足立区柳原二ノ一六ノ四

雨宮延幸外三十七名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三〇〇号 昭和五十年九月二十九日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(五十一通)

請願者 東京都板橋区大山金井町五三ノ七

井上健外五十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一八八号 昭和五十年九月三十日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 千葉県松戸市稔台六八ノ三 勝目

三千人外十二名

紹介議員 菅原 義作君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一九九号 昭和五十年九月三十日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 千葉県柏市加賀二ノ一ノ一八 塩

塚英子

紹介議員 高橋 誉富君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九二二号 昭和五十年十月二日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 宮城県多賀城市西能ヶ田四二

河 原田和夫外二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二〇〇号 昭和五十年九月三十日受理

自動車重量税等の引上げ回避に関する請願(二通)

請願者 新潟市上大川前通五番町九六 渡

辺勝也外二百五十二名

紹介議員 田沼 哲也君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

十月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車重量税等の引上げ回避に関する請願(第四五六号)(第六三三三三号)

一、社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(第五二九九号)(第五三七七号)(第五四三三三号)(第五四四四号)(第五六三三三号)(第五八四四号)

一、酒、たばこ値上げ反対に関する請願(第五九九号)

一、自動車関係諸税の増徴反対に関する請願(第六一九九号)

第四五六号 昭和五十年十月六日受理

自動車重量税等の引上げ回避に関する請願

請願者 横浜市戸塚区中田町一、九七六

石塚彰外四十名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六三三三三号 昭和五十年十月八日受理

請願者 千葉県松戸市常盤平七ノ三〇ノ五  
戸原齒科医院内 戸原喜子外七十  
一名  
紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五四三号 昭和五十年十月六日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都東久留米市下里七ノ六ノ二  
大波克夫外九名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五四四号 昭和五十年十月六日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都分寺市東元町一ノ二三ノ  
三 川野アヤ子外六名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五六三号 昭和五十年十月七日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都練馬区東大泉町五一 山  
口滋嗣外九名  
紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五八四号 昭和五十年十月七日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都立川市栄町四ノ四五ノ一五  
山之内守外九名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五九号 昭和五十年十月七日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福島県郡山市中田町赤沼字永田七  
〇三 降矢たま子外三百九十九名  
紹介議員 岩間 正男君

現在の不況の中、大衆課税をいつそう強めるだけ  
でなく、インフレをも促進するたばこ定価の値上  
げ、酒税の引上げに反対する。

第六一九号 昭和五十年十月八日受理  
自動車関係諸税の増徴反対に関する請願(八十通)  
請願者 新潟県新発田市大字島崎七五三  
高沢英介外千八百七十五名  
紹介議員 佐藤 隆君  
一、現行の九種類にもよる自動車関係諸税につ  
いては、いずれもこれ以上の増徴を行わないこ  
と。  
二、自動車排出ガス規制と関連したベナルティ税  
制の創設は回避すること。  
三、四十九年度税制改正で、二年間の暫定措置と  
して引き上げられた自動車重量税、自動車取得  
税、揮発油税および地方道路税については、暫  
定期限の切れる五十一年度から当初の税率にも  
どすこと。

理由  
一、自動車ユーザーの税負担額は、度重なる増徴  
により、例えば、新車を購入した場合六年間で  
ほぼ新車価格の一・一五倍になり、ユーザーの  
負担限度を超えるか酷さである。  
二、現在、新潟県には六十万台の自動車保有さ  
れ、県民四人に一台の割合で普及しており、商  
用に、あるいは県民の生活物資の輸送に活用さ  
れている。したがって、自動車諸税のこれ以上  
の増徴は、一般県民に対する大衆課税の強化と  
なり、自動車を不可欠とする中小企業や農業の  
経営を圧迫し、ひいてはインフレを高進するこ  
ととなる。

十月二十四日本委員会に左の案件を付託された。  
一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案  
(近藤忠孝君発議)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案  
(近藤忠孝君発議)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案  
有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百  
二号)の一部を次のように改正する。  
第十條中「百分の十二」を「百分の百」に、  
「百分の一」を「百分の八」に、「百分の三十」を  
「百分の二百五十」に、「百分の三」を「百分の二  
十五」に改める。  
附則  
1 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行  
する。  
2 改正後の有価証券取引税法第十條の規定は、  
この法律の施行の日以後の同条の有価証券の譲  
渡に係る有価証券取引税について適用し、同日  
前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税  
については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法の一部を改正する法律  
第一條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二  
十六号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「昭和五十年四月一日から昭  
和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十  
年十一月一日から昭和五十一年三月三十一日ま  
で」に、「百分の三十(昭和五十年四月一日か  
ら同年十二月三十一日までの間に支払を受ける  
べきものについては、百分の二十五)」を「百  
分の五十」に改め、同條第二項中「百分の三十  
(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日  
までの間に支払を受けるべきものについては、  
百分の二十五)」を「百分の五十」に改める。  
第八條の二第一項中「昭和五十年四月一日か  
ら昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和  
五十年十一月一日から昭和五十一年三月三十一  
日まで」に、「百分の三十(昭和五十年四月一  
日から同年十二月三十一日までの間に支払を受  
けるべきものについては、百分の二十五)」を  
「百分の五十」に改め、同條第二項中「百分の  
三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十  
一日までの間に支払を受けるべきものについて  
は、百分の二十五)」を「百分の五十」に改める。  
第八條の四第一項中「昭和五十年四月一日か  
ら昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和  
五十年十一月一日から昭和五十一年三月三十一  
日まで」に、「百分の三十(昭和五十年四月一  
日から同年十二月三十一日までの間に支払を受  
けるべきものについては、百分の二十五)」を  
「百分の五十」に改め、同條第二項中「百分の  
三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十  
一日までの間に支払を受けるべきものについて  
は、百分の二十五)」を「百分の五十」に改める。  
第六十八條の二の次に次の一條を加える。  
第六十八條の二の次に次の一條を加える。  
(特定の法人の欠損金の繰戻しによる還付の  
不適用)

第六十八條の二の二 青色申告書を提出する内  
国法人(法人税法第六條第六号に規定する公  
益法人等、人格のない社団等及び次項に規定  
する相互会社を除く。)につき昭和五十年十  
一月一日以後に終了する事業年度の二におい  
て同法第二條第二十号に規定する欠損金額が  
生じた場合において、当該欠損金額の生じた  
事業年度終了の時に於ける当該内国法人の資  
本の金額又は出資金額が十億円以上であると  
きは、当該欠損金額については、同法第八十  
一條の規定及び次條の規定は、適用しない。  
2 青色申告書を提出する保険業法に規定する  
相互会社及び法人税法第二條第四号に規定す  
る外国法人(同條第六号に規定する公益法人  
等及び人格のない社団等を除く。)の昭和五  
十年十一月一日以後に終了する各事業年度に  
おいて生じた同法第二條第二十号に規定する  
欠損金額については、同法第八十一條(同法  
第百四十五條において準用する場合を含む。)の  
規定は、適用しない。  
第二條 租税特別措置法の一部を次のように改正

けるべきものについては、百分の二十五)」を  
「百分の五十」に改め、同條第二項中「百分の  
三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十  
一日までの間に支払を受けるべきものについて  
は、百分の二十五)」を「百分の五十」に改める。  
第八條の四第一項中「昭和五十年四月一日か  
ら昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和  
五十年十一月一日から昭和五十一年三月三十一  
日まで」に、「百分の三十(昭和五十年四月一  
日から同年十二月三十一日までの間に支払を受  
けるべきものについては、百分の二十五)」を  
「百分の五十」に改め、同條第二項中「百分の  
三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十  
一日までの間に支払を受けるべきものについて  
は、百分の二十五)」を「百分の五十」に改める。  
第六十八條の二の次に次の一條を加える。  
第六十八條の二の次に次の一條を加える。  
(特定の法人の欠損金の繰戻しによる還付の  
不適用)

する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第三条の三第一項中「(第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同条第二項から同条第五項までを削り、同条第六項中「第一項」を「前項」に、「第八項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項中「第五項から前項まで」を「前三項」に改め、「から第四項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第八条の二を次のように改める。

第八条の二 削除

第八条の三第一項中「(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同条第二項から同条第五項までを削り、同条第六項を次のように改める。

2 第三条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

第九条第一項中「及び第八条の四第一項の規定の適用を受けるもの」を削り、同条第二項中「第六項から第九項まで」を「第二項から第五項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十年十月三十一日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三条第一項に規定する利子所得、第一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の二第一項に規定する配当所得及び第一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例

による。

3 昭和五十一年三月三十一日までに支払を受けるべき第二条の規定による改正前の租税特別措置法第三条第一項及び第三条の三第一項に規定する利子所得、第二条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の二第一項及び第八条の三第一項に規定する配当所得並びに第二条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の四第一項及び第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

十月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(第七四一号)(第一〇五六号)

一、酒、たばこ値上げ反対に関する請願(第八六八号)(第九六六号)(第九七八号)(第一〇四九号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七四号)(第一〇八九号)(第一一八〇号)(第一一八九号)  
一、土地重課制度の廃止に関する請願(第一〇九八号)

第七四一号 昭和五十年十月十一日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都港区南青山三ノ一三ノ二二 小山医院内 小山千年生外四十九名  
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。  
第一〇五六号 昭和五十年十月十五日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(三十通)  
請願者 東京都清瀬市中清戸五ノ二七清瀬 富士見病院内 富永洋外二十九名  
紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八六八号 昭和五十年十月十四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 長野市若槻団地三ノ一二 野村武正外八百三十六名  
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第九六六号 昭和五十年十月十四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 岐阜市金宝町三丁目 山本啓子外三百三十四名  
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第九七八号 昭和五十年十月十五日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 宮城県塩釜市藤倉二ノ一ノ八 藤いよ子外十四名  
紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一〇四九号 昭和五十年十月十五日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県伊予郡中山町豊岡一 松原 増徳外千二百八十六名  
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一〇六九号 昭和五十年十月十五日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 東京都台東区秋葉原二ノ三全国新聞情報農協連労働組合内 板津洋吉外二千五百十六名  
紹介議員 森 治君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一〇七〇号 昭和五十年十月十五日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新 宿農協会館内全国農業協同組合労働組合連合会内 福井尚外千二百五十八名  
紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一〇七四号 昭和五十年十月十六日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 兵庫県明石市東中之町九ノ一三 上垣市郎外千九百九十八名  
紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一〇八九号 昭和五十年十月十六日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 新潟市東中通一番町八六新潟県農協連労働組合内 石井良示外千五百二十名  
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一一八〇号 昭和五十年十月十六日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)  
請願者 福島県相馬郡小高町女馬 道中内 正雄外千四百七十九名  
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一一八九号 昭和五十年十月十六日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 岐阜市今小町八岐阜経済労内 戸川喜彦外六百七名  
紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一〇九八号 昭和五十年十月十六日受理  
土地重課制度の廃止に関する請願  
請願者 静岡県磐田市中央一、三三五ノ五

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

金子誠吉  
紹介議員 戸塚 進也君  
租税特別措置法六十三条(法人の土地譲渡における特別税率)、同法二十八条の六(個人の不動産業者の土地譲渡にかかる事業所得の課税の特例)を廃止された。

理由  
一、土地重課制度の最大の目的は土地投機行為の抑制にあつたと聞いているが、土地投機熱は既に全く冷却し、国土利用計画法が実施された現在、将来において、再燃する懸念は全くなく、重課制度は既にその目的を果たしたものと認められる。  
二、昭和四十八年度の税制改正で出現した土地重課制度は当初の予想に数倍する重圧となつて不動産業の経理を圧迫し、このまま推移すれば、土地供給の先細り現象、土地問題解決の障害となるべきことは明らかである。  
三、土地重課の場合においては、極めて厳格な条件の付されたいくつかの除外が設けられているものの、その条件が満たされない場合、そこで生じた譲渡益のすべてが重課の対象とされており、不動産業のみが憲法で保障された正当の営業による正当の利益まで否定されている。

十月三十一日本委員会に左の案件を付託された。  
一、酒、たばこ値上げ反対に関する請願(第一九六号(第一一九七号)(第一二〇九号)(第一二四二号)(第一二六六号)(第一二九二号)(第一二九三号)(第一三〇五号)(第一三〇六号)(第一三〇七号)(第一三〇八号)(第一三〇九号)(第一三一〇号)(第一三一三三号)(第一三二九号)(第一三三二二号)(第一三三三三号)(第一三三九九号)(第一三六〇号)(第一三六一号)(第一三六二二号)(第一三六三三号)(第一三六四四号)(第一三八一八号)(第一三八二二号)(第一三八三三号)(第一三八四四号)(第一三八五五号)(第一三八六六号)(第一四一一二号)(第一四一三三号)(第一四一四二二号) 昭和五十年十月十七日受理  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
紹介議員 山田 徹一君  
一、土地重課制度の廃止に関する請願(第一一九九号)(第一二五八号)(第一二五九号)(第一二六〇号)(第一三九九号)(第一四〇〇号)(第一四〇一號)  
第一一九六号 昭和五十年十月十七日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 三重県一志郡嬉野町津屋城 鈴木 哲外二千六百九十名  
紹介議員 山田 徹一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一一九七号 昭和五十年十月十七日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 京都府綾部市東神宮寺町 浅野みゆき外九百六十四名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一二〇九号 昭和五十年十月十七日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 名古屋市長区鳴海町丸内 小嶋年夫外四十九名  
紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一二四二号 昭和五十年十月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 京都市伏見区銀座町四ノ二八九 沢田広巴外千五百八十五名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一二六六号 昭和五十年十月二十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 京都市下京区寺町四条下労働会館 内京区母連連絡会内 山本三千子 外千二百四十八名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一二九二号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀市若宮三ノ五ノ八 松尾二男 外二十九名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一二九三号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県伊万里市二里町大里 浦郷吉次外二十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三〇五号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀市本庄町本庄一、二八五ノ一 吉富実外二十七名  
紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三〇六号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県杵島郡北方町大橋一、九一〇ノ四六 宮地正行外二十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三〇七号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県唐津市旭ヶ丘二〇ノ一〇 池田雅幸外二十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三〇八号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県唐津市菜畑八丁 徳永芳文 外二十七名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三〇九号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県唐津市大石町二、四七一 江口喜人外二十七名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三一〇号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県佐賀郡大和町久留間 池田正則外二十九名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三二三号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀市八戸一ノ六ノ三四 牧山敏浩外二十九名  
紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三二九号 昭和五十年十月二十一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀市末広一ノ四ノ一八 石丸謙二外二十三名  
紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三三二号 昭和五十年十月二十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀市末広一ノ四ノ一八 石丸謙二外二十三名  
紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。  
第一三三二号 昭和五十年十月二十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町八戸溝 山田昭平外

百十九名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三三三号 昭和五十年十月二十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町下飯盛 千

住素子外二十八名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三五九号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区岸谷二ノ二ノ一四

前田豊記外四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三六〇号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 横浜市鶴見区下末吉二ノ九ノ二三

及川なみ江外百七十四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三六一号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 佐賀県西松浦郡有田町本町 大石

淳一外二十七名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三六二号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市長谷五ノ四ノ六

森しげ子外四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三六三号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市池田町二ノ六三

小川文枝外十九名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三六四号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長瀬一ノ一四ノ

五 鈴木京子外四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三八一号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向四ノ一ノ一八

小島義利外四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三八二号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 佐賀市中折町一ノ二五 古賀礼

次外百二十九名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三八三号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 川崎市幸区戸平一ノ三三六 伊藤

タマ外九名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三八四号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長沢九 鈴木二

三夫外四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三八五号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区栄町一ノ一ノ九 新

館サダ外九名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三八六号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 横浜市鶴見区矢向四ノ二八ノ四

千葉正明外三十九名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四二二号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 横浜市鶴見区生麦三ノ一三ノ一三

小野塚みつ外百十一名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四一三号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 香川県丸亀市土器町二、一九〇

田辺史子外九百五十三名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四一九号 昭和五十年十月二十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜八ノ二六

ノ二 鈴木あい子外四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四二五号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 北海道稚内市緑一丁目 浅田幸次

外五十五名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四四二号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 札幌市北区篠路町太平九五ノ三

佐々木啓悦外五十四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四四三号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市平作八ノ一二

佐藤ツネ外三百二十三名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四二四号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 神奈川県横須賀市平作八ノ一二

佐藤ツネ外三百二十三名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四二五号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 北海道稚内市緑一丁目 浅田幸次

外五十五名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四四一号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 横浜市鶴見区寺谷二ノ六ノ一一

笹村和三八八十四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四四二号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 札幌市北区篠路町太平九五ノ三

佐々木啓悦外五十四名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四四三号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市平作八ノ一二

佐藤ツネ外三百二十三名

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

請願者 福岡県田川郡赤村大字赤 渡辺義美外五十七名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四八八号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 札幌市西区手稲前田ホクレン団地 数藤豊外二十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四六八号 昭和五十年十月二十三日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市西区大字相原一、四一二 有住義則外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一二二八号 昭和五十年十月十七日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相武台三ノ一八ノ二五 莊加昭二外五百八十五名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二一九号 昭和五十年十月十七日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 和歌山県新宮市有楽町六、九八四ノ一 光不動産内 佐々木亥九夫

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二五八号 昭和五十年十月二十日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 東京都港区芝二ノ二一ノ一九 社團法人東京都宅地建物取引業協会港区支部内 宮原達夫

紹介議員 大鷹 淑子君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二五九号 昭和五十年十月二十日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 高知市永国寺町一ノ五ノ一 宇賀光明

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一二六〇号 昭和五十年十月二十日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 岐阜市長住町七丁目 山田市次郎

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一三九九号 昭和五十年十月二十二日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 静岡市大岩二ノ三六ノ一五 滝下甲一

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一四〇〇号 昭和五十年十月二十二日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町曉四ノ四六株 式会社山崎不動産代表取締役 山崎徳蔵

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一四〇一号 昭和五十年十月二十二日受理

土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市三谷町諏訪山一〇三 鈴木作平

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

十一月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒、たばこ値上げ反対に関する請願(第一四七六号)(第一五〇三号)(第一五〇四号)(第一五〇五号)(第一五〇六号)(第一六二七号)(第一六五七号)(第一八二二号)(第一八二三号)(第一九四二号)(第一九四三号)(第一九五〇号)(第一九六三号)

一、土地重課制度の廃止に関する請願(第一四九〇号)(第一五四五号)(第一九一八号)(第一九五四号)

一、造幣局東京支局移転に関する請願(第一五一〇号)

一、社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(第一六一九号)(第一六三四号)(第一六四二号)

一、自動車重量税等の引上げ回避に関する請願(第一九一九号)

一、私設看護婦養成施設建設資金に対する寄付の免税に関する請願(第一九五三三号)

第一四七六号 昭和五十年十月二十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市西区大字脇山 真名子奈津 代外六十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五〇三号 昭和五十年十月二十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 札幌市西区山の手三条六丁目 荆木孝太郎外四十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五〇四号 昭和五十年十月二十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市順野中原 枝部卓外 八百七十七名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五〇五号 昭和五十年十月二十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 札幌市中央区宮ヶ丘 橋寛昭外二千五百八十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五〇六号 昭和五十年十月二十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡吉井町大字生葉九二七 生野正勝外五百十七名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一六二七号 昭和五十年十月二十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 北海道常呂郡訓子府町駒里 山本晴行外七十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一六五七号 昭和五十年十月二十八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県三井郡大刀洗町山隈 安丸勝子外九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一八二二号 昭和五十年十月二十九日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市西区大字東入部一、二二三ノ一 高田祐子外九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一八二三号 昭和五十年十月二十九日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 川崎市中原区上平間二二五 都築 都志郎外九名

紹介議員 香脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一九四二号 昭和五十年十月三十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区赤堤五ノ二八ノ二  
〇 芹川隆一外四百四十八名

紹介議員 青島 幸男君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一九四三号 昭和五十年十月三十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)  
請願者 島根県松江市内中原町三二〇ノ四  
吉田和夫外千五百八十八名

紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一九五〇号 昭和五十年十月三十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 佐賀県佐賀郡久保田町中副二、七  
〇六 原田美佐子外四百七十五名

紹介議員 木島 則夫君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一九六三号 昭和五十年十月三十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福井市新保町三一ノ一六 野路義  
男外三百三十五名

紹介議員 寺田 熊雄君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一四九〇号 昭和五十年十月二十四日受理

土地重課制度の廃止に関する請願  
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ  
六 社団法人全国宅地建物取引業連  
合会会長 松田清

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一五四五号 昭和五十年十月二十五日受理

土地重課制度の廃止に関する請願  
請願者 東京都目黒区碑文谷五ノ二八ノ一  
二 小林隆二

紹介議員 志村 愛子君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一九一八号 昭和五十年十月二十九日受理

土地重課制度の廃止に関する請願  
請願者 山梨県富士吉田市新倉ヘイランド  
駅前 秋山博

紹介議員 中村 太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一九五四号 昭和五十年十月三十日受理

土地重課制度の廃止に関する請願  
請願者 愛媛県松山市本町三ノ二ノ三三  
竹内政光

紹介議員 青井 政美君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一五一〇号 昭和五十年十月二十四日受理

造幣局東京支局移転に関する請願  
請願者 東京都豊島区東池袋二ノ二一ノ一  
三 造幣局移転運動推進会内 河村  
孝信外六百六十名

紹介議員 原 文兵衛君  
都内豊島区の山手線内側の最過密地帯に在る大蔵  
省造幣局(敷地面積三万三千平方メートル)を、できる  
だけ早い時期に他の適地に移転して、その跡地を  
周辺住民のための防災避難広場公園にされたい。

第一六一九号 昭和五十年十月二十七日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都渋谷区本町六ノ一ノ九 深  
沢慶子外十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六三四号 昭和五十年十月二十七日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都世田谷区奥沢八ノ一ノ二二  
広川明子外十四名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六四二号 昭和五十年十月二十七日受理

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願  
請願者 東京都練馬区東大泉九二九 小藤  
田秀輔外十四名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九一九号 昭和五十年十月二十九日受理

自動車重量税等の引上げ回避に関する請願  
請願者 東京都世田谷区若林二ノ二七ノ一  
六 松井延嘉外十九名

紹介議員 柄谷 道一君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九五三号 昭和五十年十月三十日受理

私設看護婦養成施設建設資金に対する寄付の免税  
に関する請願(二通)  
請願者 京都府長岡京市友岡山王一四財団  
法人長岡病院内 吉川三郎外一名

紹介議員 林田悠紀夫君  
私設看護婦養成施設の建設を目的とする寄付金に  
対し免税措置を講ぜられたい。

理由  
今般、京都私立病院協会では、看護婦不足を打開  
するため、看護婦養成施設を建設する目的で会員  
病院から寄付を求めているが、その施設が私立で  
あり、かつ、各種学校であるという理由で、その  
公共性になんの配慮もなく、寄付金が課税対象と  
される。国がその責任において設立すべき施設  
を、私的機関が代行して建設しようとする寄付行

為に對して課税することはか酷である。

十一月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案(竹田四郎君外三名発議)

一、銀行法の一部を改正する法律案(竹田四郎君外三名発議)

昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案

昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案

第一条 昭和五十年分の所得税についての所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条の規定の適用については、同条第一項第三十一号ロ中「三百万円」とあるのは、「六百万円」と、同項第三十二号中「四十六万円」とあるのは、「七十六万円」と、同項第三十三号ロ中「二十万円」とあるのは、「五十万円」と、同号ハ中「十万円」とあるのは、「二十五万円」とする。

(給与所得控除額の特例)

第二条 昭和五十年分の所得税についての所得税法第二十八号第三項の規定の適用については、同項第四号中「合計額」とあるのは、「合計額(当該合計額が百九十九万円を超える場合には、百九十九万円)」とする。

(所得税の額の特例)

第三条 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、非居住者(同項第五号に規定する非居住者をいう。)のうち、昭和五十年分の所得税につき同法第三編第二章第二節の規定の適用を受けるものを含む。次項において同じ。)で、同年分の同法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下「合計課税所得金額」という。)が千万円以下であるもの(主たる所得者(同法第九十六条第三号に規定する主たる所得者をいう。以下同じ。))につ



いては同法第九十八条第一項第一号に規定する課税総所得金額と同法第九十九条第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円以下であるものとし、合算対象世帯員（同法第九十六條第四号に規定する合算対象世帯員をいう。以下同じ。）については同法第九十八条第二項第二号に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円以下であるものとする。（）に対する同年分の所得税についての同法第九十九条又は第九十五條の規定の適用については、同法第九十八条第一項第二号の場合を除き、同法第九十九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額から三万円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にはその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一萬五千元を加算して得た金額とし、当該合計額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該合計額とする。）を控除した金額」とする。

2 居住者で、昭和五十年分の合計課税所得金額が千万円を超えるもの（主たる所得者については所得税法第九十八条第一項第一号に規定する課税総所得金額と同法第九十九条第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円を超えるものとし、合算対象世帯員については同法第九十八条第二項第二号に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円を超えるものとする。）に対する同年分の所得税についての同法第九十九条又は第九十五條の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額のうち千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額を加算した金額」とする。

（給与等に係る徴収税額の特例）  
 第四条 居住者（所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者をいい、昭和四十九年分の合計課税所得金額が千万円を超える者を除く。）に対し昭和五十年十一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき給与等（同法第九十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）については、次に定めるところによる。  
 一 所得税法第九十五條第一項第一号イからニまでの規定中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から一萬五千元（当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。）の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき七千五百円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が一萬五千元又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額）を控除した金額」とする。  
 二 所得税法第九十五條第一項第一号ホ及びヘ中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から五百円（当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。）の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき二百五十円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が五百円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額）を控除した金額」とする。  
 三 所得税法第九十五條第一項第三号中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から千七百円（当該掲げる税額が千七百円に満たない場合には当該掲げる税額）を控除した金額」とする。  
 （年末調整の特例）  
 第五条 昭和五十年中に支払うべき給与等に対する所得税法第九十條の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「第二号に掲げる税額」とあるのは、「第二号に掲げる金額」と、同条第二号中「掲げる税額」とあるのは「掲げる税額から三万円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條

一日までの間に支払うべき給与等（同法第九十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）に対する同法第九十五條の規定の適用については、次に定めるところによる。  
 一 所得税法第九十五條第一項第一号イからニまでの規定中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から一萬五千元（当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。）の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき七千五百円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が一萬五千元又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額）を控除した金額」とする。  
 二 所得税法第九十五條第一項第一号ホ及びヘ中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から五百円（当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。）の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき二百五十円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が五百円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額）を控除した金額」とする。  
 三 所得税法第九十五條第一項第三号中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から千七百円（当該掲げる税額が千七百円に満たない場合には当該掲げる税額）を控除した金額」とする。

条第一項第五号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。以下この号において同じ。）を有する場合にはその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一萬五千元を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額とする。）を控除した金額」とする。  
 2 昭和五十年分の所得税についての所得税法別表第七の付表の適用については、同付表中

に算ら控額にかを乗じ金額をたし除し、給与等金額を控除した金額とする。

6,000,000	8,500,000	給与等金額を控除した金額	8,100,000円
8,500,000	10,000,000	給与等金額を控除した金額	8,100,000円
		に算ら控額にかを乗じ金額をたし除し、給与等金額を控除した金額とする。	

に算ら控額にかを乗じ金額をたし除し、給与等金額を控除した金額とする。

6,000,000	10,000,000	給与等金額を控除した金額	7,950,000円
		に算ら控額にかを乗じ金額をたし除し、給与等金額を控除した金額とする。	

とあるのは、

6,000,000	10,000,000	給与等金額を控除した金額	10,000,000円
		に算ら控額にかを乗じ金額をたし除し、給与等金額を控除した金額とする。	

とあるのは、

6,000,000	8,500,000	給与等金額を控除した金額	8,100,000円
8,500,000	10,000,000	給与等金額を控除した金額	8,100,000円
		に算ら控額にかを乗じ金額をたし除し、給与等金額を控除した金額とする。	

附則  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行する。  
 （年末調整に関する経過措置）  
 第二条 第五條の規定は、昭和五十年中に支払うべき給与等その最後に支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用する。  
 （施行日前に死亡をした者等に係る更正の請求）  
 第三条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき所得税法第九十五條又は第九十七條（これらの規定を同法第九十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項（所得税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十三号）附則第六條第一項の規定により更正の請求をすることができずる事項を除く。）について、昭和五十一年十月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合において、所得税法第九十九條第二項（同法第九十八條において準用する場合を含む。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項の規定による充當（以下「充當」という。）

をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

この法律施行により歳入減となる見込額この法律施行により歳入減となる額は、約八千億円の見込みである。

銀行法の一部を改正する法律案  
銀行法の一部を改正する法律

銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「祝日」の下に「土曜日」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

十一月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税法の一部を改正する法律案  
一、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案  
酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「及び第八条第四号」を「、第八条第三号及び第十八条第一項第二号」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六条の三第六項を次のように改める。  
第六條の三第六項を次のように改める。

酒類製造者(第七條第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。)又は酒類販売業者(第十條第二号に規定する酒類販売業者をいう。)が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所であつて酒類を詰め替へ又は改裝して当該場所から販売するため移出した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該詰替へ又は改裝をした者を当該酒類の酒類製造者

とみなし、当該場所を当該酒類の製造場とみなす。

一 当該酒類(当該詰替へ又は改裝をする前に、第二十二條第一項第六号イ(3)に掲げる酒類に該当した酒類に限る。)の当該移出の時に掲げる価格(当該者が第二十二條の三第一項第一号に規定する者であるものとみなして同号の規定により算出した金額に第二十二條第一項第六号イ(3)に規定する税率(当該酒類が同条第二項の規定に該当する場合に於いては、同項に規定する税率。以下この号、同条第五項及び第二十二條の五第一項において「果実酒の従量下位税率」という。)により算出した金額を加えた金額をいう。)が、当該酒類の第二十二條第一項第六号イ(2)に規定する果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該酒類につき果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超える場合(次号に該当する場合を除く。)

二 当該酒類の当該移出の時に掲げる価格(当該者が第二十二條の三第一項第一号に規定する者であるものとみなして同号の規定により算出した金額に第二十二條に規定する税率により算出した金額を加えた金額をいう。)が、当該酒類の第二十二條の二に規定する従価税の非課税最高限度額に当該酒類につき第二十二條に規定する税率により算出した金額を加えた金額を超える場合

第八條各号列記以外の部分中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に、「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第一号中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「又はこうじ」を削り、同条第四号中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第六号中「、もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。

第十五條及び第十六條第一項中「、もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第十八條の見出し中「販売業の開業等」を「製造又は販売業の開業等」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「販売業者は、その販売業を廃止」を「製造者又は販売業者は、その製造の全部若しくは一部の廃止をしたとき又はその販売業の廃止を」に、「一部を廃止」を「一部の廃止を」に、「当該販売場」を「当該製造の廃止に係る製造場の所在地又は当該販売場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「販売業者」を「製造者又は販売業者」に、「販売場」を「製造場又は販売場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項ただし書中「但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた」を「ただし、前項の申告をしたこうじの製造者がその申告に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

こうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 酒類製造者又は酒母等の製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類又は酒母若しくはもろみの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

二 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

三 自己又は同居の親族の食用に供するためこうじを製造する場合(酒類の原料とするため製造する場合を除く。)

四 みそ又はしょうゆの製造業者が、その製造場において、みそ又はしょうゆの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

第十九條の見出し中「相続」を「相続等」に改め、同条第一項中「住所地」を「住所地。第四項において同じ。」に改め、同条第二項中「、もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 こうじの製造者又は販売業者につき相続があつた場合において、当該相続によりこうじの製造業又は販売業を承継した相続人があるときは、その相続人は、当該相続があつた日から一月以内に、政令で定める手続により、その旨を当該製造業に係る製造場又は当該販売業に係る販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相続が開始した日において前条第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

5 前項の規定は、合併によりこうじの製造業又は販売業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続があつた日」及び「当該相続が開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。

第二十二條第一項第一号中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「こえる」を「超える」に、「一万七千八百四十円」を「二万八千二百二十円」に、「二十一万四千四百円」を「二十六万七千七百二十円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千四百円」に、「一万一千二百五十円」を「一万二千九百三十円」に、「十二万九千三百円」を「十四万八千六百八十円」に改め、同条第二号

(2)、第三号及び第四号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に改め、同項第六号イ中「こえる」

を「超える」に、「六万三千円」を「七万七千円」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) (1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち 二万九千三百円

ち、その第二十二條の第二項に規定する移出価格又は引取価格が政令で定める金額(第二十二條の第五項において「果実酒の従量下位税率適用最高限度額」という)を超えるもの(同項において「従量上位税率適用最高限度額」という)。

第二十二條第一項第六号ロ中「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四千円」を「四千九百円」に改め、同項第七号中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「こえる」を「超える」に、「二万九千円」を「五十二万五千四百円」に、「四十二万九千円」を「五十二万五千四百円」に改め、同項第八号イ中「こえる」を「超える」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「二万九千円」を「五十二万五千四百円」に、「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に改め、同項第九号中「十五万円」を「十八万三千四百円」に、「こえる」を「超える」に、「一万円」を「一万二千二百三十円」に、「四

万八千円」を「五万八千七百円」に、「四千円」を「四千九百円」に改め、同項第十号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に、「七万三千円」を「八万九千二百円」に、「四万円」を「四万八千九百円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四千元」を「四千九百円」に改め、同項第二項中「五千元」を「六千円」に改め、同項第三項の表清酒の項中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千円」に改め、同表果実酒類の項中「六万三千円」を「七万七千円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同表ウイスキー類の項中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に改め、同表スピリッツ類の項を次のように改める。

スピリッツ類	スピリッツ	第一項第八号イに掲げる酒類に該当するもの	三十七度	十四万八千円
		第一項第八号ロに掲げる酒類に該当するもの	三十七度	十八万千円

第二十二條第三項の表リキュール類の項及び雑酒の項中「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「5,000円」を「6,100円」に改め、同項の次に次の

二項を加える。  
5 第一項第六号イ(1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の三(再販売価格維持契約)

に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされ、移出のものに係る同号イ(2)に規定する移出価格は、同号イ(2)の規定にかかわらず、当該小売価格から当該果実酒を販売する者(当該果実酒の酒類製造者を除く)の当該販売に係る通常の利潤及び費用並びに当該酒類製造者が当該果実酒の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該果実酒の容器及び包装(当該果実酒とともに消費者に入手されるべきものに限る)の費用が政令で定める金額を超える場合において、当該容器及び包装の費用のうち一定金額の控除につき当該果実酒の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた金額を加えた金額)と当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額との合計額を控除した金額とすることが出来る。

中「次項」を「以下この項及び次項」に、「こえ」を「超え」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
従量上位税率適用果実酒のうち、販売価格(第二十二條第五項の規定の適用を受けるもの)については、同項に規定する小売価格から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額。以下この項において同じ。が果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超え、果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について第二十二條第一項第六号イ(2)に規定する税率(当該果実酒が同条第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する税率)により算出した金額を加えた金額以下である場合における当該果実酒に係る同条第一項又は第二項の規定による酒税の税額は、これらの規定にかかわらず、当該果実酒の販売価格から果実酒の従量下位税率適用最高限度額を控除した金額とする。

6 第二十二條の四第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第二十二條第五項」と、「第二十二條の二第一項の表の上欄に掲げる酒類の種類及び級別等の区分ごとと、その旨」とあるのは、「その旨」と、同条第三項中「酒税の課税標準は、第一項」とあるのは、「第二十二條の二第一項に規定する移出価格は、第二十二條第五項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第二十二條第五項」と読み替えるものとする。

第二十九條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「」について明細書を記載した」に、「添付」を「添付」に改める。  
第三十條第八項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「もどし入れたとき」の下に「又はその相続人の他の酒類の製造場に移入したとき(酒類販売業者から返品された酒類を移入したときその他政令で定める場合に限る。)」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項又は第三項から第五項まで」に、「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三

第二十二條の五第三項中「第二十二條の二及び前二項」を「第二十二條、第二十二條の二及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

第二十二條の五第三項中「第二十二條の二及び前二項」を「第二十二條、第二十二條の二及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「さらに」を「更に」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「以下次項」を「第三項」に、「又は次項」を「又は第三項」に、「行なわれ」を「行われ」に、「以下第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合（酒類販売業者から返品された酒類を移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入をもどし入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

第三十条の二第三項中「若しくは第四項」を「若しくは第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二項又は第四項」を「第三項又は第五項」に改める。

第三十条の六第一項中「一月以内」の下に「（酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内。次項において同じ。）」を加える。

第四十一条に次の一項を加える。

3 税務署長が、政令で定めるところにより、酒税の取締り上必要がないと認め指定した製造場において製成された酒類又は生じた清酒が、合成清酒が若しくははみりんがすについては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による検定は行わない。

第四十二条中「検定前においては、」を「検定を受けるべき」に改め、「みりんがす」の下に「については、当該検定前にこれら」を加える。

第四十四条第二項中「但し、左に」を「ただし、次に」に、「第八条第一号、第三号又は第四号」を「第八条各号」に改め、同条第五項を削る。

第四十五条中「、もろみ若しくはこうじ」を

「若しくはもろみ」に改める。

第四十六条中「第八条第五号」を「第十八条第一項第七号第一項中「以下次条及び」を削る。

第四十七条第一項中「、もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第五十条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「第三十条第三項又は第四項」を「第三十条第四項又は第五項」に改める。

第五十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第三号、第四号及び第七号」を「同項第二号、第三号及び第六号」に改め、「こうじ」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

第五十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五十九条第一項中「左の」を「次の」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

第六十条中「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第十八条第一項、第二項又は第四項」を「第十八条第二項、第三項又は第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八条第一項又は第三項の規定による申告をしないでこうじを製造した者

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
(一) 経過措置  
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に課した又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。  
(こうじの製造申告等に係る経過措置)  
第三条 この法律の施行の際現に改正前の酒税法

（以下「旧法」という。）第八条の規定によりこうじの製造免許を受けている者は、施行日に改正後の酒税法（以下「新法」という。）第十八条第一項の規定による申告をした者とみなす。

2 施行日前にこうじの製造者につき相続があつた場合における当該相続によりこうじの製造業を承継した相続人に対する新法第十九条第四項の規定の適用については、同項中「当該相続があつた日」とあるのは、「酒税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日」と、「当該相続が開始した日」とあるのは「同日」とする。

（未納税移出等に係る経過措置）  
第四条 新法第二十八条及び第二十九条の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出される酒類について適用する。

2 次に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用す

る場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。）については、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

一 清酒一級、ビール及び雑酒  
二 前号に掲げる酒類以外の酒類（当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。）

（未納税引取り等に係る経過措置）  
第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保稅地域から引き取られた前条第二項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の二第一項	同法第二十八条の二第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第三項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一號）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第九號）第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律第八條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

(みなしもどし入れに係る経過措置)

第六条 新法第三十条第二項及び第七項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

(納期限の延長に係る経過措置)

第七条 新法第三十条の六の規定は、施行日以後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類に係る酒税について適用する。

(手持品課税)

第八条 施行日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四条第二項各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合においては、その合計数量)が千三百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを施行日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖繩県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条第二項各号に掲げる酒類が沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、施行日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告

書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒税額につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその者の他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む) 同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

当該酒類製造者

(罰則に係る経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関税率法の一部改正)

第十条 関税率法の一部を次のように改正する。

別表の付表簡易税率表第一号税率の欄中「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、一六円」を「一、三九円」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十一条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易税率表税率の欄中「一、一〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、一四円」を「一、三七円」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第三十条第一項若しくは第四項」を「第三十条第一項若しくは第五項」に改める。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「六五円」を「八五円」に、「四〇円」を「六〇円」に、「三〇円」を「四〇円」に改め、同表刻みたばこの項中「二〇円」を「三〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「八〇円」を「一二〇円」に、「四〇円」を「六〇円」に改め、同表葉巻たばこの項中「二四〇円」を「三六〇円」に、「六五円」を「一〇〇円」に改め、同条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。





昭和五十年十二月五日印刷

昭和五十年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A